

## 庁舎等建設に関する協議会設置に係る協定書

この間、小金井市長（以下「市長」という。）が小金井市庁舎等複合施設建設事業（以下「本事業」という。）の今後の進め方について具体的な方針を示すことができなかつたため、市長から小金井市議会（以下「市議会」という。）との間で、本事業について意見を交換する場を設けることの提案があり、市議会は合意したので、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、市長が着工可能な成案を得られるよう、市長と市議会との意見交換を通じて本事業の進捗をはかるため論点を整理することを目的とする。

### （設置）

第2条 市長と市議会は、第1条の目的を達成するため、協議会を設置する。

### （検討事項）

第3条 協議会においては、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 小金井市庁舎等複合施設建設の設計
- (2) 小金井市庁舎等複合施設の建設の時期
- (3) 小金井市庁舎等複合施設建設コスト
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会において必要とする事項

### （市長の措置）

第4条 市長は、必要と認める場合に必要な予算を措置するものとする。

### （協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から令和4年10月31日までとする。

### （その他）

第6条 この協定に定めのない事項は、市長と市議会が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、市長と市議会それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年4月28日

小金井市長

小金井市議会議長